

家内労働者・委託者のみなさんへ

家内労働法を守りましょう

(家内労働法の概要)

家内労働法は、家内労働者の生活の安定を目的として、家内労働者の労働条件の向上を図る上で、もっとも基本的な事柄について定めています。このリーフレットを参考にして、家内労働法で定められた事項が守られているかどうか点検し、労働条件の向上に努めましょう。



労 働 省

都道府県労働局

労働基準監督署

1 委託者は、家内労働手帳を家内労働者に交付して、委託のつど記入しましょう。

委託者が家内労働者に仕事を委託する時は、あとで無用なトラブルが生じないようにあらかじめ工賃などの委託条件をはっきりさせておく必要があります。

家内労働法では、委託者は家内労働者に家内労働手帳を交付し、必要な事項を記入すべきことを定めています。

具体的には、委託者は家内労働者に仕事を頼む時は、原材料などの物品を支給するときまでに、基本的な事項として、

- ・ 家内労働者の氏名
- ・ 委託者の氏名
- ・ 営業所の名称・所在地
- ・ 工賃の支払い方法その他の委託条件等

を記入した家内労働手帳を交付しなければなりません。

伝票式家内労働手帳モデル様式

伝票式家内労働手帳
様式 第 1

基本委託条件の通知

平成 年 月 日

家内労働者	氏 名				委託者	氏 名				印
	性 別	生年月日				名 称				
	住 所					営業所	所在地	TEL		
補助者	氏 名				代理人	氏 名				印
	性 別	生年月日				住 所	TEL			

基本的な委託条件等は、次のとおりですので御承諾下さい。
なお、御承諾の場合は御連絡願います。

工賃の支払方法	支 払 場 所	イ 家内労働者宅 ハ 委託者の営業所	ロ グループリーダー宅 ニ その他 ()
	支 払 期 日	イ 毎月 日締め、 <u>同月</u> 日払い ロ 納品の都度払い	ハ その他 ()
	通貨以外のもので支払う場合の方法		
物品の受渡し場所	イ 家内労働者宅 ハ 委託者の営業所	ロ グループリーダー宅 ニ その他 ()	
不良品の取扱いに関する定め (検査日に関する定め)			
備 考			

(注) 家内労働をやめた日から2年間保存して下さい。

(注)

家内労働手帳について法律で定める事項が記載されていれば、伝票形式など別の形式でさしつかえないことから労働省では左記に示すモデル様式の普及を図っています。

また、家内労働手帳には以下の内容を記入しなければなりません。

《原材料の受け渡しのつど》

- ・ 委託業務の内容
- ・ 工賃単価
- ・ 工賃の支払期日
- ・ 納品の期日等

《物品の受け渡しのつど》

- ・ 受領年月日
- ・ 工賃支払額

伝票式家内労働手帳
様式第2

No. _____

注 文 伝 票

平成 年 月 日

殿

委託者

品 名	数 量	単 価	納 期	備 考

工 賃 支 払 期 日 平成 年 月 日 付け「基本委託条件の通知」による。

(注) 記入した日から2年間保存して下さい。

(使用上の注意)

1. 業務を委託するつど使用するものとし、品名欄には製品名と委託する業務内容を併せて記入すること。
なお、製品に複雑な規格又は仕様がある場合には、仕様書等を添付すること。
2. 備考欄には、委託に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を自己から購入させる場合、そのつど、その品名、数量及び引渡しの日並びにその代金の額並びに決済の期日及び方法を記入すること。

伝票式家内労働手帳
様式第3

No. _____

受 入 伝 票

平成 年 月 日

殿

委託者

品 名	数 量	単 価	金 額	製品の受領印	備 考
合 計					

月 日 締切分	累 計 金 額	備 考

(注) 記入した日から2年間保存して下さい。

(使用上の注意)

- 製品の受領及び工賃を支払うつど、使用するものとし、
- (1) 納品のつど工賃を支払う定めがある場合には、上欄のみ記入すること。
 - (2) 工賃締切日を定め、一定期日に工賃を支払う定めがある場合で、工賃の支払通知をするときは、下欄に記入すること。

2 工賃は現金で全額を1か月以内に支払いましょう。

(1) 工賃は、原則として、現金で、その全額を支払わなければなりません。

家内労働者の同意がある場合には、郵便為替、銀行等の預金口座への振込み、郵便振替口座への振込み又は振替によって支払うこともできます。

(2) 工賃は、家内労働者から製品を受け取ってから1か月以内に支払わなければなりません。

毎月一定期日を工賃締切日として定めている場合は、その工賃締切日から1か月以内に支払わなければなりません。

(3) 最低工賃が定められている業種・地域にあっては、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

業種・地域ごとに職種別に最低工賃が決められている場合があります。これらの仕事を委託している場合には、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

※ 業種別、地域別に定められている最低工賃については、各都道府県労働局労働基準部 賃金課(室)へお問い合わせください。

3 委託者は、委託状況届等を労働基準監督署に提出し、帳簿を営業所に備え付けましょう。

(1) 委託状況届の提出

委託者は、委託する仕事の内容や家内労働者数などについて、委託者となったとき及び毎年4月1日現在の状況を4月30日までに、委託者の営業所を管轄する労働基準監督署に届け出なければなりません。

(2) 家内労働死傷病届の提出

委託者は、家内労働者又は補助者が委託した業務に関し、負傷したり、疾病にかかり4日以上仕事を休んだ場合、又は死亡した場合には、速やかに委託者の営業所を管轄する労働基準監督署に届け出なければなりません。

(3) 帳簿の備付け

委託者は、家内労働者の氏名や工賃支払額などを記載した帳簿を備え付けておかねばなりません。また、この帳簿は最後に記入した日から3年間保存しなければなりません。

帳 簿

家内労働者	氏 名					代 理 人	氏 名				
	性 別		生 年 月 日				住 所				
	住 所						代 理 業 務 範 囲				
	作 業 場 の 所 在 地										
補 助 者	氏 名		性 別		生 年 月 日		特 別 な 委 託 条 件				
備 考											
委 託						受 領		工 賃 支 払			備 考
委 託 年 月 日	委 託 業 務 の 内 容	納 入 さ せ る 物 品 の 数 量	工 賃 の 単 価	納 品 の 時 期	工 賃 の 支 払 期 日	受 領 年 月 日	受 領 し た 物 品 の 数 量	支 払 年 月 日	支 払 工 賃 総 額	通 貨 以 外 の 工 賃 支 払 方 法 と そ の 額	

「委託」欄には委託をするつど、「受領」欄には製造又は加工等に係る物品を受領するつど、又は、「工賃支払」欄には工賃を支払うつど記入すること。

4 仕事による災害を防止するために必要な措置をとしましょう。

《委託者が守るべき事項》

委託者が家内労働者に一定の機械器具または原材料を譲り渡したり提供したりする場合には、危害防止のため、次のような措置を講じなければなりません。

- (1) プレス機械等について、安全装置を取り付けること。
- (2) モーター、バフ盤等については、覆いを取り付けること。
- (3) 危害防止のための「作業心得」などの書面を交付すること。
- (4) 有機溶剤を含む接着剤などの有害物については、漏れたり発散したりするおそれのない容器を使用し、容器の見やすいところに有害物の名称や取扱い上の注意事項を記載すること。

《家内労働者が守るべき事項》

家内労働者も自ら積極的に災害防止に取り組むことが大切です。次のようなことを必ず守るようにしましょう。

- (1) 接着剤の中には、体に害のある有機溶剤を含んでいるものがあります。このような危険有害な原材料等を使用する場合には、換気をよくして中毒にかからないようにしましょう。
また、ストーブなどの火に近づけて火事になつたりしないよう注意しましょう。
- (2) プレス機械、織機などけがをするおそれのある機械を使用する場合には、安全装置を取り付けるなど安全な方法で作業しましょう。
- (3) 強烈な騒音の発生する仕事では耳せんを使用するなど、危険有害な仕事に従事する場合は、必要な保護具を使用しましょう。
- (4) 委託者から危険防止のための「作業心得」などの書面をもらったら、見やすい場所に貼って、その注意事項は必ず守るようにしましょう。

5 以上の他、家内労働法の遵守について点検しましょう。

(1) 就 業 時 間

家内労働者は、誰からもその就業時間を管理されることがなく、いつでも自由に就業することができますが、際限なしに長時間就業すると健康を害したり、相互間の過当競争により工賃単価が低下する等の弊害を招いたりします。

このようなことがないように、委託者は、家内労働者や補助者が長時間の就業をしなければならないような委託をしないように努めなければなりません。

また、家内労働者は、そのような委託を受けないように努めなければなりません。

(2) 委託の打ち切りの予告

家内労働者は、工賃で生計をたてたり、工賃を生計の補助にあてたりしていますので、突然、その仕事を打ち切られると大きな影響を受けることになります。したがって、委託者は、同じ家内労働者に継続して6か月以上委託している場合で、業務の都合などによって委託を打ち切ろうとするときには、その家内労働者にただちにそのことを予告するように努めなければなりません。

6 そ の 他

(1) いわゆる「インチキ内職」に気をつけましょう。

内職希望者の中には、種々の名目で高い金額を払わさせられながら、仕事は回してもらえない、収入はそれほど得られないという被害にあう例があります。

具体的には次のような例があります。

- ① 内職講習会と称して多額の受講料等を取り、委託した仕事については種々の条件をつけて買いたたいたり、仕上り具合を問題にして買上げを拒否する。
- ② 相当の工賃収入が得られると宣伝し、高額な機械を市価の倍額ぐらいの価格で売りつけ、工賃の取り決めはあいまいである。
- ③ あて名書きの内職で、報酬は通信販売用のダイレクトメールに対する商品の申込数に応じた歩合制で支払われることや、返還するとしていた保証金を、業務をやめても返還しない。

また、最近では、自宅で簡単にできる内職という広告で、ワープロやパソコンを高額で売りつけたり、高額の講習料を取るもの、などが現れています。

誰にでもできる簡単な仕事で高収入が得られるというような「うまい話」はありません。家内労働を始めるときは、工賃等委託条件をきちんと確認し、いわゆる「インチキ内職」の被害にあわないよう十分注意しましょう。

(2) ワープロ作業を発注する委託者の皆さんへ

自宅等で行うワープロ作業について、一定の要件に該当する場合には家内労働法が適用になります。詳しい内容につきましては、お近くの労働局労働基準部 賃金課(室)、労働基準監督署へお尋ねください。

家内労働についてのご相談は、下記へ

労働局（労働基準部 賃金課(室)）	電 話
労働基準監督署	電 話